

平成 26 年 3 月 11 日
国交省水管理・国土保全局

避難勧告等の発令に資する洪水時における情報提供について

1. 基本的な考え方

現在の洪水時における河川管理者から市町村長等に提供する防災情報は水位に関する情報を基本としているところであるが、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨における矢部川での浸透破堤を踏まえると、今後の洪水時における防災情報については、堤防の決壊要因（越水、浸透、侵食）ごとに、それぞれの要因に対応した情報を提供する必要がある。

このことに加え、昨年の災害対策基本法の改正、近年の市町村長による避難勧告等の発令実態等も踏まえ、国土交通省では、市町村長の避難勧告等の発令に資する洪水時における情報提供について、以下の方向で検討を行っているところである。

2. 浸透・侵食に関する情報提供の強化

現在、氾濫の危険性に関する情報として洪水予報等の水位に関する情報を提供しているところであるが、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨に伴う矢部川の決壊も踏まえ、河川区間ごとにリアルタイムで得られる情報を基に浸透・侵食への対応を強化する。

浸透・侵食による氾濫の危険性が高まったと判断される場合には、市町村や水防団等に対しその旨を情報提供するとともに、必要な区間について浸透・侵食に関する監視の強化を水防団に要請する。また、水防団による巡視による浸透・侵食の監視を強化するため、巡視箇所の重点化等の措置を講じる等の対応を行う。

3. 基準水位の位置づけの見直し

越水・溢水に対する対応として、洪水予報河川等における基準水位に係る位置付け等について、以下のとおり変更する。

(1) 氾濫危険水位

① 水位の位置付け

- ・ 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安
- ・ 住民の避難判断の参考

② 考え方

従前は、立ち退き避難を前提として避難行動に比較的長い時間を必要とすること及び越水・溢水による氾濫に加え浸透・侵食による氾濫も想定し、避難判断水位を市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としていたところである。

しかしながら、災害対策基本法改正に伴う屋内安全確保を含めた避難行動を前提とした場合には避難に要する時間の短縮が予想されること、前述の浸透・侵食に関する情報提供の強化を図ることを踏まえ、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位」である氾濫危険水位を、越水・溢水に関する市町村長の避難勧告等の発令判断の目安として位置付ける。

(2) 避難判断水位

① 水位の位置付け

- ・ 市町村長の避難準備情報の発表判断の目安
- ・ 住民の氾濫に関する情報への注意喚起

② 考え方

氾濫危険水位を避難勧告等の発令の目安としたことに伴い、避難判断水位は避難準備情報発表の目安として位置付ける。

(3) 氾濫注意水位

① 水位の位置付け

- ・ 水防団の出動の目安

② 考え方

水防団が巡視等を適切に行うためには、現状と同様に氾濫注意水位で出動する必要がある。

(4) 水防団待機水位

従前と変更なし

(5) 水防法第 13 条の規定に基づく特別警戒水位との関係

水位周知河川における特別警戒水位は避難勧告等の発令の目安であることから、従来は、特別警戒水位は避難判断水位に該当するものとしていたところであるが、この度の水位の位置付けの見直しに伴い、特別警戒水位は氾濫危険水位に該当することとなる。

なお、この位置付けの変更に伴い、一部の河川において特別警戒水位の見直しを行う必要が生じる場合が生じる。

4. 実施の時期

上記については、その主旨を周知するとともに、市町村、河川管理者及び関係機関で十分に調整したうえで、平成 27 年度の出水期を目途に実施する。